

行政監查結果報告

行政監査

第1 監査の実施

1 監査テーマ及びテーマ選定の理由

現在、本市では、政策目標を掲げた「中期政策プラン」、持続可能な財政の確立を図る「中期財政ビジョン」、行政運営の仕組みや手法について抜本的に改革していくことを目的とした「新時代行政プラン」からなる「横浜リバイバルプラン」を策定し、さまざまな改革に取り組んでいるところである。

「中期財政ビジョン」では、「多様な資金調達・財源調達」といった5つの改革のひとつとして、「時代の変化に対応した施策・手法への転換」が掲げられ、その取組として、各種団体に対する市の関与や補助の必要性などを見直し、団体の自立的な運営を促進するとしている。

そこで、局、区及び事業本部を横断するテーマとして「補助金に係る事務事業」を取り上げることとした。

2 監査対象及び範囲

主として、平成15年度の補助金に係る事務事業について、次の局、区及び事業本部を対象に監査を実施した。

(1) 補助金に係る事務全般について行政監査を実施した局、区及び事業本部

- ア 子育て支援事業本部
- イ 横浜プロモーション推進事業本部
- ウ 市民協働推進事業本部
- エ 文化芸術都市創造事業本部
- オ 財政局
- カ 市民局
- キ 福祉局
- ク 衛生局
- ケ 経済局
- コ 磯子区
- サ 戸塚区
- シ 教育委員会事務局

(2) 行政評価的な手法による監査を実施した局及び区

- ア 福祉局（女性緊急一時保護施設補助金）
- イ 磯子区（区民まつり補助金）
- ウ 戸塚区（区民まつり補助金）
- エ 教育委員会事務局（私立幼稚園就園奨励補助金）

3 監査の方法

監査対象とした局、区及び事業本部における補助事業について、それぞれの補助制度の意義、必要性等や補助の効果を検証し、執行方法や補助制度に改善の余地がないかどうかなどの着眼点に基づき、関係書類の調査及び関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成16年6月17日から平成17年5月20日まで

第2 監査の結果

1 監査対象とした局、区及び事業本部に係る補助事業について

監査を行った平成15年度補助事業の状況

(単位：千円)

局・区名	補助事業の名称	金額
子育て支援事業本部	民間保育所建設費等補助 ほか9事業	1,661,124
横浜プロモーション推進事業本部	マリノア-運営費等補助 ほか14事業	1,970,299
市民協働推進事業本部	市防犯協会連合会補助金 ほか1事業	40,227
文化芸術都市創造事業本部	(財)横浜市芸術文化振興財団補助 ほか8事業	1,474,659
財政局	土地開発公社運営費補助 ほか1事業	285,901
市民局	シルバー人材センター運営事業補助 ほか29事業	649,391
福祉局	民間老人ホーム建設費補助 ほか123事業	20,912,480
衛生局	精神障害者地域作業所運営費等補助 ほか65事業	4,450,588
経済局	(財)横浜産業振興公社補助事業 ほか66事業	5,636,503
磯子区	地域防災活動奨励助成金 ほか28事業	38,511
戸塚区	自治会・町内会館整備費補助 ほか36事業	72,692
教育委員会事務局	私立幼稚園就園奨励補助 ほか64事業	8,207,515
合計		45,399,890

主として、19節負担金、補助金及び交付金のうち、補助金として執行されたものを監査した。

2 監査の結果

補助金に係る事務事業については、各補助制度に係る条例、規則、要綱等に基づき、おおむね適切に行われていたが、より効率的・効果的な事業執行に向けて、次の事項について改善検討を図らねたい。

『共通事項』

(1) 補助金交付要綱の整備を求めるもの(福祉局、衛生局及び教育委員会事務局)

補助金は、対価なくして市以外の者に金銭を交付するものであり、補助手続の透明性・公平性を確保することが特に重要となる。そのため、要綱で交付対象の事業

内容、対象経費、申請・交付手続、報告・精算手続等を具体的に定めておくことが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、各局においては、補助金交付要綱が定められていない事例が多数見受けられたので、要綱を整備し、補助手続の明確化を図りたい。

補助金交付要綱が定められていないものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所 管 局	
福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営費補助	(福)市社会福祉協議会	福 祉 局	
地域福祉保健活動支援事業補助			
更生保護法人補助	更生保護法人まこと寮ほか1団体		
横浜いのちの電話補助	(社)横浜いのちの電話		
横浜いのちの電話補助(外国語相談事業)			
母子福祉団体補助	(財)市母子寡婦福祉会		
(社)市身体障害者団体連合会運営費補助	(社)市身体障害者団体連合会		
脳性マヒ者等全身性障害者ワープロ教室補助			
盲人ワープロ教室補助			
(社)日本オストミー協会全国大会(神奈川大会)補助			
日喉連東日本ブロック発声訓練指導者研修会補助			
世界聴覚障害者国際会議派遣事業補助			
(社)市身体障害者団体連合会加盟団体運営費補助			
市身体障害者福祉大会補助			
県知的障害施設団体連合会運営費補助	県知的障害施設団体連合会		
県重症心身障害児者協議会運営費補助	県重症心身障害児者協議会		
日本重症心身障害学会補助	日本重症心身障害学会		
(財)市知的障害者育成会事業補助	(財)市知的障害者育成会		
市傷痍軍人会補助	市傷痍軍人会		
市心身障害児者を守る会連盟運営費補助	市心身障害児者を守る会連盟		
心身障害者成人を祝う集い事業補助			
ふれあいキャンプ事業補助			
(財)市在宅障害者援護協会運営費補助	(財)市在宅障害者援護協会		
障害者のスポーツ・文化振興事業補助	(福)市リハビリテーション事業団		
(福)市福祉サービス協会補助	(福)市福祉サービス協会		
(財)市総合保健医療財団自主事業補助	(財)市総合保健医療財団		衛 生 局
鶴見ふれあいセンター全館管理経費補助	鶴見ふれあいセンター管理委員会		
精神障害者相談事業補助	市精神障害者家族会連合会		
地域医療連携センター運営事業補助	(社)市医師会		
看護人材確保育成事業補助	(社)県看護協会		
県小児保健協会運営費補助	県小児保健協会		

市歯科技工士会学術大会補助	市歯科技工士会	衛生局
特定疾患患者会補助	県難治性疾患団体連絡協議会横浜地区協議会ほか3団体	
(財)かながわ健康財団腎・アイバンク推進本部運営費補助	(財)かながわ健康財団	
日本中毒情報センター賛助会費補助	昭和大学藤が丘病院ほか1団体	
教育施設協力町村児童受入事業補助	(財)市スポーツ振興事業団	教育委員会事務局

(2) 関係書類を閲覧に供する義務について明示することを求めるもの（文化芸術都市創造事業本部、市民局、福祉局、衛生局及び磯子区）

横浜市市民活動推進条例（以下「条例」という。）第12条では、市民活動を行う者は、市から助成金の交付等の特別な支援を受けて事業を行うときには、規則の定めるところにより、事業実施前には申請理由を記載した交付申請書類や事業計画及び収支予算を記載した書類等を、事業終了後には事業結果及び収支計算を記載した書類等を提出しなければならない、また、市民活動を行う者及び市長は、規則の定めるところにより、これらの書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならないと規定されている。そのため、市民活動を行う者に対して補助金を交付する際には、条例で規定される義務について明示することが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、市民活動に該当すると思われる補助事業にもかかわらず、関係書類等を一般の閲覧に供する義務につき、補助金交付要綱等に明示されておらず、補助事業者に対する当該義務の告知がなされていない事例が見受けられたので、当該義務を明示し、条例の適切な運用を図られたい。

市民活動に該当すると思われる補助事業で、要綱や交付決定通知に明示されていなかったものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所管局等
市民広間演奏会補助	市民広間演奏会	文化芸術都市創造事業本部
芸術文化支援事業補助	横浜交響楽団ほか6団体	
青少年団体活動事業補助	市青年団体連絡協議会ほか2団体	市民局
ハンディキャブ(身体障害者移動支援事業)補助	市障害者社会参加推進センター	福祉局
精神障害者相談事業補助	市精神障害者家族会連合会	衛生局
市健康づくり月間事業補助	鶴見区健康づくり月間実行委員会ほか17団体	
磯子まつり補助	磯子まつり実行委員会	磯子区
地域文化振興事業補助	文化協会所属団体(10団体)	

秋桜コンサート補助	秋桜コンサート実行委員会	磯子区
磯子木曜コンサート補助	磯子木曜コンサート運営委員会	
磯子コンサート補助	磯子コンサート実行委員会	
いそごふるさと劇場事業補助	いそごふるさと劇場実行委員会	
区フットサル普及委員会補助	区フットサル普及委員会	

- (3) 適切な報告書類の徴収に努めるよう求めるもの（横浜プロモーション推進事業本部、文化芸術都市創造事業本部、市民局、福祉局、衛生局、経済局、磯子区、戸塚区及び教育委員会事務局）

補助金を交付した際は、事業完了後、補助事業者から詳細な事業実施報告と収支計算報告を徴収し、補助金の使途が市の補助目的に合致しているか検証することが重要である。

また、補助事業の態様によっては、市の補助金が、補助事業者の下部組織等に配付されたり、補助事業者から他の者に間接補助されることがあるが、このような場合であっても、補助金の最終的な使途について検証することが求められる。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、報告書類の記載が概括的に過ぎるもの、報告書類が一部遺漏しているもの、報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの等の事例が多数見受けられたので、適切な報告書類の徴収に努められたい。

報告書類に問題点が見受けられたものは次のとおりである。

ア 報告書類の記載が概括的に過ぎるもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
横浜観光プロモーションフォーラム助成	(財)横浜観光コンベンションビューロー	横浜プロモーション推進事業本部
デジタルコンテンツコンテスト開催補助	(財)横浜産業振興公社	
フランス映画祭横浜市民交流事業補助	(財)市芸術文化振興財団	文化芸術都市創造事業本部
横浜国際人権センター人権啓発事業補助	横浜国際人権センター	市民局
市私立保育園園長会補助	市私立保育園園長会	福祉局
欧米経済交流事業補助	(財)横浜産業振興公社	経済局
アジア経済交流事業補助		
中国経済交流事業補助		
横浜輸入ビジネス促進センター運営事業補助		
横浜市場まつり事業補助	横浜市場まつり委員会	

区国際交流フェスティバル補助	区国際交流フェスティバル実行委員会	磯子区
杉田梅愛好会補助	杉田梅愛好会	
地域文化振興事業補助	区文化協会ほか公募団体 (5団体)	戸塚区

イ 報告書類が一部遺漏しているもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
ふれあいキャンプ事業補助	市心身障害児者を守る会連盟	福祉局
自治会・町内会館整備費補助	自治会町内会(3団体)	磯子区
自治会・町内会館整備費補助	自治会町内会(3団体)	戸塚区

ウ 報告書類上、補助事業者の下部組織等や間接補助事業者による最終的な支出内訳の記載がないもの

補助事業名	補助金交付先	所管局等
勤労者等福祉事業費補助	(財)市勤労福祉財団	市民局
青少年非行防止・保護育成事業補助	市保護司会協議会	
(財)市交通安全協会補助	(財)市交通安全協会	
市遺族会補助	市遺族会	福祉局
地域医療連携センター運営事業補助	(社)市医師会	衛生局
市健康づくり月間事業補助	鶴見区健康づくり月間実行委員会ほか17団体	
磯子まつり補助	磯子まつり実行委員会	磯子区
区青少年指導員活動費補助	区青少年指導員協議会	
区学校・家庭・地域連携事業補助	区青少年育成協議会	
区体育指導委員連絡協議会活動補助	区体育指導委員連絡協議会	
戸塚区民まつり補助	戸塚区民まつり実行委員会	戸塚区
区青少年指導員活動補助	区青少年指導員協議会	
区社会環境浄化活動事業補助	区青少年指導員協議会	
区体育協会補助	区体育協会	
区体育指導委員活動補助	区体育指導委員連絡協議会	
とつか学習ヒゲータ事業補助	とつか学習ヒゲータ交流会	教育委員会事務局
県産業教育フェア補助	県産業教育フェア実行委員会	
市学校保健会補助	市学校保健会	
ヨハルさわやかｽｰｯ普及事業補助	(財)市ｽｰｯ振興事業団	
県高等学校定通教育振興会補助	県高等学校定通教育振興会	

(4) 補助団体の自立化の促進等を求めるもの（市民協働推進事業本部、福祉局、経済局、磯子区及び戸塚区）

市の補助金は、市以外の者が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助事業の実施は本来市の業務ではないため、市が補助団体の事務局業務を取り扱うことは、極力避けることが望ましい。

しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、補助団体の事務局業務を、市の補助事業所管課等が取り扱っているものが多数見受けられた。

については、補助団体の自立化に向けて自主運営能力の育成等の指導に努めること、又はより適切な協働手法への見直しを検討されたい。

補助団体の事務局が市の補助事業所管課等に置かれているもので、補助団体の自立化の促進や協働手法の再検討等が求められるものは次のとおりである。

補助事業名	補助金交付先	所 管 局 等
市防犯協会連合会補助	市防犯協会連合会	市民協働推進事業本部
市遺族会補助	市遺族会	福祉局
横浜市場販売力強化支援事業補助	横浜市場活性化協議会	経済局
市中央卸売市場南部市場まつり事業補助	市中央卸売市場南部市場まつり実行委員会	
市中央卸売市場南部市場自治会衛生事業補助	市中央卸売市場南部市場自治会	
磯子まつり補助	磯子まつり実行委員会	磯子区
区国際交流フェスティバル補助	区国際交流フェスティバル実行委員会	
いそごふるさと劇場事業補助	いそごふるさと劇場実行委員会	戸塚区
戸塚区民まつり補助	戸塚区民まつり実行委員会	
区自転車等放置防止推進協議会活動補助	自転車等放置防止推進協議会(2団体)	
区体育協会補助	区体育協会	

『市民局』

(5) 人権啓発補助事業について適正な補助金の執行を求めるもの（市民局）

市民局は、国連登録NGO横浜国際人権センター（以下「センター」という。）に対して、センターが行う、国境なき医師団パネル展、人権啓発講演会、広報パンフレット発行、ホームページ運営を対象として、2,600,000円の補助金を交付した。

また、センターから提出された「交付対象事業の報告書」及び「交付対象事業の収支計算書」をみたところ、人権啓発事業として、「横浜地区対象講演会」、「AMD A支援パネル募金展」、「広報用パンフレット製作」、「ホームページ運営」を実施した旨の報告がなされていた。

しかし、実地調査を行った平成16年12月9日現在、センターのホームページの内

容は、平成13年度当時の内容にとどまっていた。

今後は、補助事業の実施内容及び収支状況について確認を行うとともに、必要に応じて精算手続を行うなど適正な補助金の執行となるよう改められたい。

《措置済事項》

(6) 横浜市青少年関係指導者派遣研修事業について事業手法の見直しを求めるもの (市民局)

市民局では青少年関係指導者を他都市に派遣し、訪問都市で実施されている青少年健全育成活動の実態や施策についての視察や相互交流を通して、地域における青少年活動の推進を図ることを目的として、「横浜市青少年関係指導者派遣研修実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき青少年関係指導者派遣研修事業を実施している。

平成15年度は7名の派遣者に対して一人あたり32,000円で、合計224,000円の補助金を交付しているが、事業の執行に当たっては、青少年課職員が補助金額と派遣者負担額を派遣者から集金し、交通機関と宿泊施設の手配を行っていた。

については、実際の事業執行状況に合わせて、派遣者から負担金を徴収し事業費は直接執行するなど、事業手法の見直しを図られたい。

併せて、見直しがなされるまでの間、現行の事務執行については、次のような事例が見受けられたので改善を図られたい。

ア 実施要綱では、派遣者の選出は参加希望者からの応募を受けて横浜市青少年関係指導者研修派遣選考会で決定することとされているが、広く募集を行うことも、選考会を開催することもなく、実際は横浜市青少年指導員連絡協議会に推薦を依頼し、推薦された7区の青少年指導員連絡協議会会長を派遣者に決定していたもの

イ 補助金交付手続についてみたところ、実施要綱では経費の2分の1以内とされているが、実際は横浜市旅費規程に準じて積算した交通費及び宿泊費の合計額の2分の1を補助額としていた。さらに、事業終了後に実際の経費による精算手続を行っていなかったもの

【対象局が講じた改善内容】

市民局では、平成17年3月をもって実施要綱を廃止し、派遣研修は実施しないこととした。

『福祉局』

(7) 障害者団体補助の見直しを求めるもの(福祉局)

福祉局は、社団法人横浜市身体障害者団体連合会及び同連合会に加盟している障

害種別ごとに結成されている各種障害者団体に対して事業費補助を実施するとともに、団体の運営を支援するため、運営費の一部を補助している。

そこで、各団体の収支状況をみたところ、運営費補助を受けながら、多額の繰越金を生じている事例が見受けられた。

(単位：円)

団体名	横浜市身体障害者団体連合会	横浜市港笛会	横浜オストミー協会	横浜市中途失聴難聴者協会
収入合計	360,347,062	4,283,482	9,682,716	4,002,865
うち運営費補助金	4,564,560	200,000	200,000	200,000
支出合計	331,872,168	2,925,490	5,253,157	3,560,981
繰越金	28,474,894	1,357,992	4,429,559	441,884

については、各団体には余裕資金があると考えられるので、福祉局は、必要に応じた運営費補助とするなど、見直しを検討されたい。

(8) 知的障害者通所更生施設ひかりの園「緑園地域交流センター」運営費補助金について補助の見直しを求めるもの(福祉局)

福祉局では、知的障害者通所更生施設ひかりの園に設置する緑園地域交流センター(以下「交流センター」という。)において、地域住民と施設利用者や職員との交流、相互理解を通じての地域コミュニティの形成を促すため、交流センターの運営に要する費用として社会福祉法人くるみ会に対して10,200,000円の補助金を交付した。

交流センターは、補助事業者、地域住民及び本市職員等で構成される緑園地域交流センター管理運営委員会が補助事業者の委託を受けて運営しており、本市は、その委託費の全額を補助金として交付している。

そこで、補助事業者から提出された事業実績報告書をみたところ、利用者から徴収している運営協力金が収支報告に計上されておらず、運営費の全額が補助金で賄われていた。

については、運営協力金があることを考慮した上で、補助金額が適正な規模となるよう、見直しを検討されたい。

(9) 各種医療費援助事業、助成事業等に係る指導研修資金について改善を求めるもの(福祉局)

福祉局は、重度障害者医療費援助事業、小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、生活保護法に基づく医療扶助事業及び介護保険事業(以下「各種医療等事業」という。)を実施するため、これらの事業に係る社団法人横浜市医師会、社団法人横浜市歯科医師会、社団法人横

浜市薬剤師会その他の団体に対して、団体が実施する各種医療等事業に関する指導研修等に必要な資金として交付金又は補助金を交付しており、その総額は103,900,000円となっていた。

(単位：千円)

事業名 団体名	重度	小児	ひとり親	国保	老保	生保	介護	合計
市医師会	8,500	24,000	19,000	10,300	7,500	1,100	2,500	72,900
市歯科医師会	1,500	3,000	6,000	5,000	2,080	280	-	17,860
市薬剤師会	2,500	2,000	2,500	900	600	120	-	8,620
市柔道整復師会	-	700	1,500	200	1,490	-	-	3,890
市鍼灸マッサージ師会	-	-	-	50	580	-	-	630
合計	12,500	29,700	29,000	16,450	12,250	1,500	2,500	103,900

そこで、各団体から提出された報告書をみたところ、次のような事例が見受けられたので改善を図りたい。

ア 指導研修等の資金を団体の理事会の開催経費、消耗品購入費、事務機器借上料、事務職員人件費等に充てることも認めてきているが、各交付要綱では資金の具体的な使途が明らかにされていないため、資金の使途基準の策定が必要と考えられたもの

イ 指導研修等の資金を原資として、他団体や団体内の下部組織等に一定額が交付されているものの、所管課において当該下部組織等の具体的実績を把握していなかったもの

ウ 団体から提出された報告書では、実際にどのような指導研修が実施されたか不明であったもの

(10) 訪問看護リハビリテーション研修会のあり方について補助事業者との調整を求めるもの(福祉局)

福祉局は、訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の整備促進、訪問看護サービスの質の向上を図るための研修等の事業を実施するために、社団法人横浜市医師会に対して補助金5,000,000円を交付している。

この補助金の交付を受けて、市医師会ではリハビリテーション研修会を3回、各区医師会では訪問看護リハビリテーション研修会を16回実施していた。

そこで、各研修会の参加者を調べたところ、市医師会が実施した3回の研修会には医師会関連のステーション以外からも参加していたが、各区医師会が実施した16回の訪問看護リハビリテーション研修会は医師会関連のステーション向けの研修会として開催されていた。

市医師会が実施したリハビリテーション研修（3回）の参加者数		
	設立主体	参加人数
1回～3回の合計	医師会関連	27人
	医療法人	47人
	社会福祉法人	6人
	営利法人等	27人
	合計	107人

区医師会が実施したリハビリテーション研修会（医師会関連のステーションに向けて16回開催）の参加者数		
区	開催数	参加人数
西 区	2回	31人
中 区	1回	50人
南 区	1回	34人
磯子区	3回	60人
金沢区	1回	8人
港北区	1回	18人
緑 区	1回	40人
都筑区	2回	37人
戸塚区	1回	10人
栄 区	2回	18人
瀬谷区	1回	22人
合計	16回	328人

については、各区医師会が実施する研修会の参加対象者を一般向けの研修事業とするなど、より効果的な事業となるよう市医師会と調整を図られたい。

(11)横浜市ふれあいショップ設置費補助事業について、補助事業者に対する適切な改善指導等を求めるもの（福祉局）

福祉局では、障害者の就労の場を確保し、障害者に対する市民の理解を深めるために、飲食物の提供、障害者地域作業所自主製品の販売等を行うふれあいショップの設置費を補助している。平成15年度は、社会福祉法人こうよう会に対して「ふれあいショップH×3（エイチバイスリー）」の設置に要する費用として9,952,700円の補助金を交付した。

「横浜市ふれあいショップ設置運営要綱」では、運営の委託、店舗の貸付けは行わないこと、設置費、初度調弁費及び店長事前雇用費を補助対象経費とすること等を規定している。

そこで、関係書類をみたところ、次のような事項が見受けられたので、補助事業者に対する適切な改善指導を行うとともに、運営要綱の見直しを含めた適正な執行に改められたい。

ア 補助事業者と運営補助の受託者の間で締結された「運営補助業務委託契約書」をみると、運営に関して補助業務を委託するとあり、補助事業者は補助金額全額を運営補助の受託者に支払い、店長及びサポート店員5人の賃金の受領書の宛先も当該受託者になっていた。これらのことから、社会福祉法人こうよう会は、運営委託を行っていると考えられるもの

イ 運営要綱では、サポート店員5人の事前雇用費は補助対象外であるにもかかわらず、補助金を精算させていなかったもの

(12)横浜市障害者グループホーム設置運営費補助金について適正な執行を求めるもの
(福祉局)

福祉局では、障害者が地域で共同生活を営む障害者グループホームの設置を促進し、障害者の自立した生活を支援することを目的として、障害者グループホームの設置、運営に係る経費を補助している。平成15年度は、設置費については12法人(35か所)に対して90,139,000円、運営費については33法人(157か所)に対して260,678,600円の補助金を交付した。

「横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱」では、設置費補助金の交付を受けた者は設置後速やかに、また、運営費補助金の交付を受けた者は会計年度終了後30日以内に、実績報告をしなければならないとされている。

そこで、実績報告の提出状況をみたところ、平成16年12月16日現在、設置費については3法人から、運営費については6法人からの提出が確認できたものの、その他の法人についてはその提出の有無が確認できず、所管課においても把握されていなかった。また、提出が確認できたものについても供覧等の処理が行われていなかった。

については、補助事業者に対して適正な報告書提出について指導を行うとともに、補助要綱等に基づく適正な事務処理に改められたい。

(13)横浜市私立保育園園長会補助金について見直しを求めるもの(福祉局)

福祉局では、その積極的な活動が本市保育行政に寄与するものと認め、横浜市私立保育園園長会に対して平成15年度は1,000,000円の補助金を交付した。

これは、補助事業者の事務費を除く事業費の全額を賄うものとなっており、平成15年度収支決算においては補助金額を上回る繰越金も生じている。また、補助金交付条件等を定めた要綱等がなく、具体的な補助目的が明確となっていなかった。

については、補助の必要性も含めて見直しを検討されたい。

(14)民間社会福祉施設災害時対応備蓄物資整備事業について適正な執行を求めるもの
(福祉局)

本市防災計画(震災対策編)では、災害発生時に市立小中学校に開設される地域防災拠点での避難生活に対応できない在宅要援護者のため、社会福祉施設等を特別避難場所として指定することとされている。

福祉局では、「横浜市民間社会福祉施設災害時対応備蓄物資整備事業助成要綱」(以下「助成要綱」という。)に基づき、民間社会福祉施設を特別避難場所として指定し、在宅要援護者のための応急備蓄物資を整備することを目的として、施設種別ごとに各所管課が補助金を交付している。

平成15年度における補助金の執行状況は次のとおりである。

(単位：円)

所管課	施設種別	施設数	執行額
福祉のまちづくり課	地域ケアプラザ	69	6,939,127
保護課	更生施設	1	5,600
児童家庭課	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設	5	482,100
障害福祉課	障害者地域活動ホーム	29	1,922,000
障害施設課	更生施設、授産施設、重症心身障害児施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者療護施設、知的障害児施設、盲児施設	24	1,985,848
高齢施設課	養護老人ホーム、老人短期入所施設、ケアハウス、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム	45	2,794,231
計		173	14,128,906

助成要綱では、応急備蓄物資の内訳を食糧・水、粉ミルク、毛布、紙オムツ等と規定しているものの、備蓄物資の具体的な管理・更新方法等について定められていない。

また、補助事業者からの完了報告書についてみたところ、領収書の不備や購入した備蓄物資の具体的な品目及び数量が不明なもの等が見受けられたが、所管課はその確認を行っていなかった。

については、当該補助事業によって整備された備蓄物資が、災害発生時に有効に活用されるよう、備蓄物資の管理・更新方法等について規定するなど助成要綱の見直しを行うとともに、提出書類の厳正な審査を行うなど適正な執行に改められたい。

《措置済事項》

(15)障害者地域活動ホーム設置運営費補助に関し補助金交付要綱の見直しと適正な精算を求めるもの(福祉局)

福祉局は、障害者地域活動ホームを運営する社会福祉法人に対して、運営費補助金を交付している。

そこで、平成15年度の補助金の交付をみたところ、「泉地域活動ホームかがやき」を設置運営する社会福祉法人いずみ苗場の会に対し、適正な決裁手続を経て開設準備費6,337,000円が交付されていたが、「横浜市障害者地域活動ホーム設置運営費補助要綱」では、交付対象経費として開設準備費が明記されていなかったため、補助要綱の見直しを図られたい。

また、当該法人に対し、余暇活動支援事業として150,000円が交付されていたが(12,500円×12回)、事業実施報告をみたところ、余暇活動支援事業の実績は3回であったため、適正な精算を行われたい。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、平成17年度から補助要綱を改正(平成17年3月4日市長決裁済)し、開設準備費を補助対象に明記した。また、余暇活動支援事業費の未実施分112,500円の返還手続を終了(領収日平成17年2月18日)した。

(16)横浜市保育園児保健医療推進補助金について適正な文書管理を求めるもの(福祉局)

福祉局では、保育園児に関する保健医療の発展振興を目的とする調査、研究、保育園嘱託医研修等の活動に対して、平成15年度は500,000円の補助金を交付したが、補助事業者からの交付申請書等交付決定に関する書類を紛失していたため交付決定が適正に行われているかの監査が実施できなかった。

については、今後は横浜市行政文書管理規則にもとづく適正な文書管理を行うよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、平成17年3月16日付総務課長通知をもって、適正な文書管理を行うよう、局内に指導した。

また、紛失したと説明していた平成15年度の交付決定に関する書類については、平成17年3月30日に所管課において発見された。

『衛生局』

(17)在宅寝たきり高齢者等訪問歯科診療事業について報告内容の明確化を求めるもの(衛生局)

衛生局は、社団法人横浜市歯科医師会が実施する、在宅の寝たきり高齢者等を対象とした訪問歯科診療事業に対して、補助金26,837,820円を交付している。

当該補助事業は、横浜市歯科保健医療センターを拠点として実施される訪問歯科診療事業と各区歯科医師会単位で実施される訪問歯科診療を推進するための各区歯科医師会推進会議の2つからなっている。

推進会議は、各区歯科医師会が訪問歯科診療を実施する上で必要な情報収集等のために開催されているものであるが、開催経費として、市歯科医師会本部から各区歯科医師会に対して一律300,000円、合計5,400,000円が配付されている。

そこで、市歯科医師会から提出された報告書をみたところ、推進会議の会議内容が「訪問歯科診療」と関わりがあるかどうか判明しない報告もあり、また、各区歯科医師会の収支内容も不明であった。

したがって、衛生局は、市歯科医師会に対して事業実施状況及び収支状況に関する報告内容の明確化を求め、適正な補助金執行となるよう改められたい。

(18)夜間急病センター運営費補助について見直しを求めるもの（衛生局）

衛生局は、市内2か所にある夜間急病センター運営のための補助金を運営主体である社団法人横浜市医師会に対して交付しており、平成15年度の補助金額は、横浜市北部夜間急病センター78,308,400円、横浜市南西部夜間急病センター77,070,000円となっている。

センターは、診療報酬等の事業収入と運営費補助金収入により人件費等の事業費を賄うことにより運営されているが、各センターの収支計算書をみたところ、北部夜間急病センターについては、事業運営積立預金支出として30,000,000円が、医師会一般会計への繰入金として13,775,977円が支出され、さらに24,828,680円の繰越金が生じていた。

また、南西部夜間急病センターについても、事業運営積立預金支出として12,223,394円が、医師会一般会計への繰入金として2,574,471円が支出されていた。

これら事業運営積立預金支出及び繰入金の内容を精査し、多額の繰越金を生じないよう、補助金の縮減を検討されたい。

(19)歯科保健医療センター運営費補助について見直しを求めるもの（衛生局）

衛生局は、横浜市歯科保健医療センター運営のための補助金84,282,450円を運営主体である社団法人横浜市歯科医師会に対して交付している。

センターは、運営費補助金収入と休日・夜間における救急診療及び心身障害児・者の歯科診療の実施による87,397,351円の診療事業収入により、歯科医師の人件費など103,745,300円と材料薬品費9,120,404円を賄うことにより運営されている。

収支の差額として繰越金が61,529,097円生じているが、センターの運営に係る費用は光熱水費など他にもあることを考えると、実際の繰越金の額は61,529,097円よりも少額となると考えられる。

については、補助事業の収支全体を明確化した上で、なお繰越金が生じている場合には、補助金の縮減を検討されたい。

(単位：円)

収 入		支 出		
横浜市補助金	84,282,450	人件費等	103,745,300	
神奈川県補助金	2,715,000	材 料 薬 品 費	9,120,404	
診療事業収入	休日救急歯科診療事業			21,320,171
	夜間救急歯科診療事業			31,028,079
	心身障害児・者歯科診療事業			35,049,101
小 計	87,397,351			
合 計	174,394,801	合 計	112,865,704	
		繰越金	61,529,097	

(20)休日急患診療所運営費補助について見直しを求めるもの(衛生局)

衛生局は、市内18か所にある休日急患診療所運営のための補助金 338,620,716円を、社団法人横浜市医師会を通して、運営主体である社団法人横浜市鶴見メディカルセンターほか17のメディカルセンター、医療センター等(以下「メディカルセンター等」という。)に対して交付している。

(単位:千円)

補助事業者名	横浜市補助金	前期繰越金	一般会計からの繰入	収入計(A)	事業支出	特定預金支出	一般会計への繰入	支出計(B)	繰越(A-B)
(社)鶴見メディカルセンター	17,904	0	0	45,302	35,828	7,040	2,000	45,302	0
(社)神奈川メディカルセンター	17,521	0	1	48,803	41,626	6,800	0	48,426	376
(社)西区医療センター	20,466	3,566	0	38,398	27,817	0	0	32,254	6,143
(社)横浜市中区医療センター	18,154	9,025	2,000	44,887	34,026	0	0	34,026	10,860
(社)南区医師協会	18,154	40,991	0	85,158	33,474	5,000	0	38,474	46,683
(社)横浜港南メディカルセンター	18,154	0	0	47,911	35,596	5,500	6,000	47,951	39
(社)横浜市保土ヶ谷医療センター	18,738	41,412	0	94,067	40,607	0	8,000	51,875	42,192
(社)横浜市旭医療センター	17,380	0	0	46,516	35,220	0	10,937	46,516	0
(社)横浜市磯子医療センター	17,380	125	0	36,851	32,049	0	4,500	36,549	302
(社)金沢区三師会	22,232	11,452	0	81,466	58,629	4,540	8,373	74,573	6,893
(社)横浜市港北医療センター	20,080	6,506	0	58,392	39,966	477	11,000	51,443	6,949
(社)横浜市緑区メディカルセンター	18,195	74,362	0	127,623	30,539	6,360	5,428	52,982	74,641
(社)横浜市青葉メディカルセンター	19,098	5,452	0	60,727	47,817	10,008	0	58,279	2,448
(社)横浜市都筑医療センター	18,381	1,773	0	67,114	47,612	5,000	7,000	62,440	4,673
(社)横浜市西部総合保健センター	24,097	8,822	0	70,852	50,049	2,121	6,580	58,751	12,100
(社)横浜市栄区メディカルセンター	17,380	5,469	0	45,696	29,384	6,600	1,000	36,984	8,711
(社)泉区メディカルセンター	16,994	119,307	0	163,048	29,457	10,000	4,000	43,457	119,590
(社)横浜市瀬谷区メディカルセンター	18,312	41,483	0	83,502	38,492	3,395	0	41,887	41,614
合計	338,620	369,753	2,001	1,246,323	688,188	72,841	74,818	862,178	384,144

(注) 上記の表は、メディカルセンター等の平成15年度収支決算による。

表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は切り捨てたため、合計と内訳の金額は一致しない。

そこで、平成15年度の収支計算書をみたところ、各休日急患診療所は、診療報酬等の事業収入と運営費補助金収入により人件費等の事業費を賄うことにより運営されているが、営繕積立預金等への特定預金支出として72,841,643円が、メディカルセンター等の一般会計への繰入金として74,818,911円が支出され、384,144,748円の繰越金が生じていた。

については、特定預金支出や繰入金の内容を精査し、多額の繰越金を生じないように、補助金の縮減を検討されたい。

(21)母児二次救急システム運営費補助について改善を求めるもの（衛生局）

衛生局は、市内における母体、胎児、新生児等に係る二次救急医療体制の充実を図るため「横浜市母児二次救急システム」を運営しており、このシステムへの参加基準を満たした11の二次救急病院に対して合計44,000,000円の補助金を交付しているが、次のような事例が見受けられたので、システムの効果的な推進のために改善を図られたい。

ア 「システム実施要綱」によれば、参加基準に加えて、

- ・小児科常勤医が勤務し、かつ当直体制又はオンコール体制が整っていること。
- ・麻酔科常勤医が勤務し、かつ当直体制又はオンコール体制が整っていること。

等の希望条件を規定しているものの、補助金申請に当たって、希望条件に関する情報を提供した病院は11病院中2病院に過ぎず、情報提供の義務づけ等が必要と考えられるもの

イ 産婦人科診療所と二次救急病院との連携状況を把握する必要から、補助金の交付を受けた二次救急病院は「連携状況報告書」を提出することになっているものの、報告のない病院が見受けられたもの

(22)外国人救急医療対策費補助金交付決定の審査会構成の改善を求めるもの（衛生局）

衛生局は、県との共同の補助事業として、市内に居所を有する外国籍市民が救急医療を受けた場合の医療費未収金について、県内医療機関からの申請に基づき、申請内容の審査・交付決定を経て、補助金を交付している。

平成15年度の補助実績をみたところ、補助金交付を受けた医療機関としては、済生会神奈川県病院をはじめとして県内22の医療機関に合計20,810,000円の補助金が交付されていたが、22の医療機関には、横浜市立の各病院も含まれており、補助金額は全体の約34%になっていた。

(単位：円)

医療機関名	申請金額	交付金額
市民病院	751,000	731,000
脳血管医療センター	5,825,000	1,691,000
港湾病院	2,223,000	1,791,000
市民総合医療センター	3,016,000	2,805,000
合 計	11,815,000	7,018,000

補助申請の審査体制をみたところ、審査委員7人からなる外国人救急医療対策費補助金交付審査会が置かれているが、7人には市民病院副院長、港湾病院副院長及び市民総合医療センター院長の3人が含まれていた。

については、審査手続の公平性を明確にする観点から、審査会構成の見直しを図られたい。

(23)補助事業に係る事業報告書等の速やかな提出を求めるもの(衛生局)

衛生局では、平成15年度に次の補助金を交付しており、補助の条件として補助事業終了後速やかに事業報告書及び収支報告書を提出すべきものとしていたが、監査を実施した平成16年10月現在、補助事業者からの事業報告書又は収支報告書が未提出であったにもかかわらず、平成16年度も補助金が交付されていた。

については、事業報告書の速やかな提出など補助条件の厳正な運用を図られたい。

(単位：円)

補助事業者	補助事業名称及び内容	事業期間・実施日	補助金額
(社)横浜市医師会	医師補習教育事業：医師会会員医師が必要な医療知識の習得、技術の向上等	平成15年4月1日 ～平成16年3月31日	4,000,000
横浜市眼科医会	「目の愛護デー」事業：目の健康、目の大切さに対する知識の普及、啓発等	平成15年10月12日	100,000
横浜市歯科技工士会	平成15年度横浜市歯科技工士会学術大会事業：歯科技工に関する講演等	平成16年2月1日	400,000
横浜市浴場共同組合	公衆浴場利用促進事業：公衆浴場利用に向けた市民向け啓発事業	平成15年4月1日 ～平成16年3月31日	3,750,000

(24)精神障害者訪問介護事業について適正な事務手続を求めるもの(衛生局)

衛生局は、精神障害により日常生活を営むのに支障のある精神障害者に対し、居宅にホームヘルパーを派遣し、食事、身体の清潔の保持等の介助、その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することによって精神障害者の社会復帰を図ることを目的として、公益法人のほか生活協同組合、特定非営利活動法人などの民間事業者(以下「指定事業者」という。)を指定し、ホームヘルパー派遣費用の一部を補

助している。平成15年度における指定事業者数は41事業者、補助額は96,904,411円となっていた。

そこで、補助金の執行状況をみたところ、「精神障害者訪問介護事業実施要綱」では、補助金を受けようとする指定事業者は、毎月派遣状況を取りまとめ、翌月20日までに請求を行うものとされているが、申請期限を過ぎているもの、数か月分をまとめて申請しているものが見受けられたので、実施要綱に従い、適正な執行に改められたい。

《措置済事項》

(25) 運営費補助について見直しを求めるもの（衛生局）

衛生局が運営費を補助している次の団体の収支決算額等をみたところ、補助金を大幅に上回る繰越金を生じ、又は使途の決まっていない積立金を有していた。

これらの団体には余裕資金があると考えられるので、衛生局は、各団体の必要に応じた補助金交付とするなど、補助事業の見直しを図られたい。

(単位：円)

団体名	横浜市医師会	横浜市 歯科医師会	横浜市 薬剤師会	横浜市 獣医師会	横浜市食生活等 改善推進員協議会
運営費 補助	500,000	(*1) 300,000	200,000	300,000	400,000
繰越金 (積立金)	(*2) 160,000,000	71,772,983	32,801,470	1,465,279	(4,561,247)

(*1)横浜市歯科医師会への補助は、「公衆衛生関係事業」補助という形をとっているが、運営費補助と考えられる。

(*2)横浜市医師会の繰越金は、平成15年度 市医師会一般会計予算による。

【対象局が講じた改善内容】

衛生局は、平成17年度から予算編成において、指摘対象とされた補助制度をすべて廃止した。

『経済局』

(26) 魚腸骨資源化推進事業補助の見直しを求めるもの（経済局）

経済局は、横浜水産物商業協同組合が実施している、魚腸骨資源化推進事業に対して補助金3,500,000円を交付している。

魚腸骨資源化推進事業とは、組合員の鮮魚の小売に伴い発生する魚腸骨の資源化を共同処理により行っている事業であるが、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を有していることから、横浜水産物商業協同組合の事業としての自立化に向け、当該補助事業の見直しを検討されたい。

(27)中央卸売市場の市場まつり補助事業について改善を求めるもの（経済局）

中央卸売市場本場及び南部市場では、市場のイメージアップと活性化を図るため、それぞれ卸売業者が中心となり委員会を結成し、市場まつりを実施している。

経済局では、本場については横浜市場まつり委員会に対して、南部市場については南部市場まつり実行委員会に対して、市場まつりの開催経費としてそれぞれ100万円の補助金を交付している。

そこで、市場まつりの事業内容をみたところ、次のような事例が見受けられたので、改善を図りたい。

ア 横浜市場まつり委員会では、市場まつりにおいて市場関係事業者以外の出店者からブース出店料を徴収していたが、出店料を横浜市場まつり委員会の収支報告に計上していなかったもの

イ 横浜市場まつり委員会及び南部市場まつり実行委員会は、市場まつりの実施に当たって市場の敷地、施設を使用しているが、必要とされる使用許可手続をとっていないかったもの

《措置済事項》

(28)中小企業団体共同施設整備助成事業について改善を求めるもの（経済局）

経済局は、事業協同組合等の中小企業団体等がその共同事業を活発に行い、その構成員である中小企業者等の成長発展に寄与するために設置する建物、構築物等の共同施設（以下「共同施設」という。）に対する助成を行っている。

要綱上、助成金の交付を受けて設置された共同施設については、施設の種類に応じて管理期間が定められ、管理期間中は共同施設の廃止、休止、貸与、譲渡、目的外使用等が制限されていた。

しかし、要綱で定められた管理期間は、例えば、建物の管理期間が助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間とされるなど短い管理期間が設定されているものが見受けられた。

については、共同施設の管理期間としては、一般的な耐用年数を考慮するなど合理的な期間を設定するよう改善を図りたい。

共同施設の種類	対象施設	管理期間
建物	事務所、倉庫、共同店舗、車庫、集荷所等	助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間
構築物	受電送配電設備、放送無線通信設備、上下水道設備等	助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間
機械及び装置	新製品・技術開発に必要な設備、オンライン情報処理システム等	助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年間

【対象局が講じた改善内容】

当該補助事業は、平成16年度に経済局から財団法人横浜産業振興公社に移管されたが、経済局から公社に対して改善指導を行った結果、公社では、耐用年数及び補助率を考慮した適正な管理期間に改める要綱改正を行い、平成17年度から実施している。

(29)補助事業ごとの報告書の徴収を求めるもの（経済局）

経済局は、平成15年度に横浜・上海の友好都市提携30周年記念事業を実施させるため、財団法人横浜市産業振興公社に補助金 6,966,000円を交付した。その一方で、経常的な中国との経済交流事業を行うため、同公社に中国経済交流事業補助 10,212,000円を交付している。

そこで、これらの事業報告をみたところ、事業ごとに区分されず一体となって報告されていた。

今後は、事業成果を的確に把握・分析するために、事業ごとの報告書を徴収されたい。

【対象局が講じた改善内容】

平成17年3月15日付け総務課長通知により、報告事務改善に向け周知徹底が図られた。

『磯子区及び戸塚区』

(30)地区G30活動委員会助成金について適正な執行を求めるもの（磯子区及び戸塚区）

磯子区及び戸塚区では、「地区G30活動委員会活動助成金交付要綱」に基づき、区内の地区連合町内会の単位で結成された地区G30活動委員会（以下「委員会」という。）に対して、その活動をより推進し、充実させるため、1委員会あたり30,000円の補助金を交付している。

平成15年度は、磯子区は10委員会、戸塚区では16委員会に対して補助金を交付した。

交付要綱では、補助対象事業は、委員会が主催、共催又は後援する実践活動、普及啓発活動、その他G30行動を推進するために必要な活動と規定している。

そこで、各委員会から提出された事業報告書をみたところ、収支決算額に千円以下の端数がないもの、実施計画に対応した実績が確認できないものが見受けられたが、所管課はその内容について確認等を行っていなかったため、交付要綱に基づく適正な執行を図られたい。

(31) スポーツ広場、町のはらっぱ運営事業に対する補助金執行について改善を求めるもの（磯子区及び戸塚区）

各区においては、遊休化している市有地の有効活用を図るため、「横浜市広場・はらっぱ要綱」等に基づき、「地域スポーツ広場」や「町のはらっぱ」として一般の利用に供している。

市有地の提供に当たっては、地元の管理運営委員会と土地利用に関する覚書を締結し、管理運営委員会が清掃、草刈り、軽微な修繕等の管理を行い、区が管理運営委員会に対して管理に要する経費を補助することとしている。

そこで、磯子区及び戸塚区におけるスポーツ広場、町のはらっぱ運営事業をみたところ、次のような事例が見受けられたので、改善を図られたい。

ア 管理に要する経費の補助金額は、土地の面積に補助単価を乗じて算出するところ、市有地を所管する局が使用承認した面積と異なる面積で補助金を算定・交付していたもの（磯子区「栗木スポーツ広場」、「杉田大谷町のはらっぱ」）

イ 誰もが自由に利用できることとなっている「町のはらっぱ」が主に特定の少年スポーツクラブの使用とされていたもの（磯子区「丸山第一町内会のはらっぱ」）

ウ 59,000円の補助金に対して、この金額を超える繰越金が生じており、精算手続を行う必要があるもの（磯子区「滝頭町のはらっぱ」）

エ 補助要綱に収支報告書の提出義務の規定しかないため、管理運営委員会から収支報告書の提出しか受けておらず、事業実績報告の把握を行っていなかったもの（戸塚区）

(32) 区民まつり実行委員会補助事業について自主財源の確保等を求めるもの（戸塚区）

戸塚区では、区民が相互の交流を深め、郷土愛を育むこと目的として戸塚区民まつり実行委員会が開催する戸塚ふれあい区民まつり、ふれあい文化祭及び戸塚宿400周年記念事業プレイベントに要する経費として、「戸塚区民まつり補助金交付要綱」に基づき、平成15年度は、戸塚区民まつり実行委員会に対して8,960,000円の補助金を交付した。

そこで、戸塚区民まつり実行委員会の収支決算書をみたところ、ほぼ全額が補助金で賄われていたので、自主財源の確保等適切な指導を行われたい。

『教育委員会事務局』

(33)市指定文化財修理補助事業について、補助要件審査事務の適正化を求めるもの

(教育委員会事務局)

教育委員会事務局は、横浜市文化財保護条例に基づき、市が指定した文化財の管理又は修理のための補助金を交付している。

文化財保護条例では、補助の要件として、「管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合」と規定され、補助金交付に係る決裁文書をみたところ、補助金交付の対象となった文化財の所有者（法人）が修理費用の負担に堪えることができない旨の説明がなされていた。

しかし、判断の根拠となる資料を十分に徴することがないまま、補助要件の審査を行っていたので、今後は、必要書類を徴した上で審査事務を行うよう改められたい。

(34)私立学校補助金について交付要綱に基づく適正な執行を求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、「横浜市私立学校補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、市内の私立学校を設置する学校法人等に対して、施設・設備の整備に要する経費の一部を補助しており、平成15年度は、私立学校82校を設置する学校法人に対して 126,295,000円の補助金を交付した。

交付要綱では、補助の対象となる経費は、私立学校の施設・設備の整備事業に要する経費と指定しているが、一部の学校では、校庭の樹木のせん定等経常経費と思われる経費に使用されていたので、交付要綱に基づく適正な執行に改められたい。

(35)市立小学校校長会等補助金について交付要綱の制定等を求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、市立小学校、中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校の各校長会・副校長会に対して各会又は各会に所属する個人が加入する団体への会費相当額を補助金として交付している。

平成15年度の補助実績は次のとおりである。

(単位：円)

団体名	補助金額
小学校長会	10,625,300
中学校長会	5,284,500
高等学校校長会	411,500
盲・ろう・養護学校校長会	354,000

小学校副校長会	3,247,600
中学校副校長会	1,573,250
高等学校副校長会	202,500
盲・ろう・養護学校副校長会	142,500
計	21,841,150

そこで、交付関係書類等をみたところ、事業報告書、収支決算書を提出させていないもの、予算書と決算書の項目、金額の誤り等を見過ごしていたものが見受けられた。また、補助先の会計等事務処理は本市職員が取り扱っているにもかかわらず、本市公金外現金事務処理要領を適用していなかった。

さらに小学校長会及び中学校長会から支払われている社団法人日本教育会の会費は、同会の趣旨に賛同する個人が加入することによる会費であり、補助の必要性が不明確であった。

については、適正な事業報告書の提出及び公金外現金事務処理要領の適用について指導を行うとともに、補助金の交付手続、補助条件等を定めた交付要綱を制定されたい。

《措置済事項》

(36)教育研究団体補助金について適正な事務処理を求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、本市初等中等教育の振興を図ることを目的として、「教育研究団体補助金交付要綱」に基づき、本市域内で結成された教育研究団体が実施する研究大会、研修会、研究調査、研究成果刊行及び研究用図書の研究事業に必要な経費の一部を補助している。

平成15年度の補助実績は次のとおりである。

(単位：円)

補助金交付先	補助金額
小学校教育研究会	765,000
中学校教育研究会	549,000
小学校長会	401,000
中学校長会	266,000
特殊教育研究会	243,000
盲ろう養護学校教育研究会	108,000
高等学校教育研究会	113,000
計	2,445,000

しかし、教育研究団体の会員はすべて本市の教職員であり、団体の会計等事務処理は本市職員が取り扱っているが、本市公金外現金事務処理要領を適用していないので、適正な事務処理に改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局では、平成16年度をもって交付要綱を廃止（平成17年3月22日教育長決裁済）し、平成17年度から直接執行することとした。

3 意見(補助金交付に係る統一的基準の制定を求めるもの)

本市における各団体等に対する補助金の交付は、各所管部局において個別に交付要綱等を定めて行っているものが通例である。

しかし、個別の交付要綱等による交付条件の設定等が不十分であったり、交付要綱等が未整備であったために、一部に適正を欠く事例が見受けられた。

これらのうち、交付手続に関する基本的な事項についての統一的な基準があり、それに従って条件設定を行い、交付手続を進めていけば防ぐことができたものもあると考えられる。

については、補助金に係る予算の適正な執行を図るため、補助金交付に係る統一的な基準を制定されたい。